

株式会社ライブセルダイアグノシスにおける公的研究費等の適正な管理・運営に関する規則

令和5年6月1日

(目的)

第1条 この規則は株式会社ライブセルダイアグノシス(以下「会社」という。)における公的研究費等の適正な運営・管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費等の運営・管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において「公的研究費等」とは、会社が管理するすべての経費をいう。

2 この規則において「従業員等」とは、会社の役員、従業員及び会社の公的研究費等の運営・管理に関わる者(会社の研究者、その他会社において研究する者を含む。)をいう。

3 この規則において「不正使用」とは、本来の用途以外に公的研究費等を使用し、虚偽の請求に基づき研究費等を支出し、又は法令等に違反して研究費等を支出することをいう。

4 この規則において「部局等」とは、組織規程第2章で定める組織及び事務局をいう。

5 この規則において「配分機関等」とは、各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人、国立研究開発法人並びに地方公共機関を含む助成団体をいう。

(最高管理責任者)

第4条 会社に、全社を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表取締役をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費等の不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

3 最高管理責任者は、公的研究費等を適切に運営・管理するため、次条第1項に規定する統括管理責任者に対し、必要な措置を講じるよう命令するものとする。

4 最高管理責任者は、不正使用が生じた場合は、統括管理責任者に対し、必要な措置を厳正かつ適切に講じさせなければならない。

5 最高管理責任者は、不正使用が生じたことにより、配分機関等から間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合は、不正に関与していない部局等及び従業員等の研究活動の遂行に影響を及ぼすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

6 最高管理責任者は、別に定める調査委員会が行う調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。ただし、その関係者等の権利利益を侵害するおそれがある場合等は、公表内容の一部又は全部を公表しないこともある。

(統括管理責任者)

第5条 会社に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について会社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、代表取締役が指名する研究開発部長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、会社全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、これを最高管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、従業員等が公的研究費等の不正使用を行った場合は、厳正に対処するものとする。

4 統括管理責任者は、公的研究費等を適切に運営・管理するため、次条第1項に規定する部局責任者に対し、必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(部局責任者)

第6条 部局等に、公的研究費等の実質的な運営・管理に関する責任と権限を持つ者として部局責任者を置き、部局の長をもって充てる。

2 部局責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、公的研究費等を適切に運営・管理するため、構成員に対し、必要な措置を講じるよう指示するものとする。

3 部局責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

4 部局責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

5 部局責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等において、従業員等が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(部局副責任者)

第7条 部局責任者は、公的研究費等の運営・管理に関する役割の実効性を確保するため部局副責任者を置く。

2 前項の部局副責任者は、部に所属する管理職、その他にあつてはその組織を所掌する事務の責任者とし、部局責任者が任命する。

3 部局責任者は、前項に規定するもののほか、必要に応じ部局副責任者を置くことができる。

4 部局副責任者は、部局責任者の指示の下、前条第2項から第5項までに規定する業務を補助する。

(行動規範)

第8条 最高管理責任者は、不正を防止するため、従業員等の行動規範を定めなければならない。

2 従業員等は、前項に規定する行動規範を遵守しなければならない。

(誓約書の提出)

第9条 最高管理責任者は、会社において公的研究費等の運営・管理に関わる従業員等に、公的研究費等の使用条件及び会社が定めた関係諸規則を遵守し、交付された公的研究費等を適正に使用することを確認させるため、公的研究費等の運営・管理に関する誓約書(以下「誓約書」という。)の提出を求めるものとする。

2 前項の誓約書の内容は、次の各号を満たしていなければならない。

一 会社の規則等を遵守すること

二 不正を行わないこと

三 規則等に違反して、不正を行った場合は、会社や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

3 従業員等は、誓約書を提出しない場合は、その公的研究費等の運営・管理に関わることができなくなることがある。

(相談窓口)

第10条 会社に公的研究費等の事務処理手続及び使用に関する相談を受け付けるため、研究遂行に係る事務処理手続相談窓口及び公的研究費等の使用に関する相談窓口を総務部に設置する。

(通報窓口)

第11条 会社に公的研究費等の不正使用に係る学内外からの通報を受け付けるため、通報窓口を設置する。

2 通報窓口は、代表者取締役の指定する社外の弁護士及び総務課長とする。

3 弁護士は、通報を受けた場合は、通報者の氏名を伏せて速やかに総務課長に通知するものとする。

- 4 総務課長は、直接通報を受け又は弁護士から通知を受けた場合は、速やかに総務部長に報告し、総務部長は速やかに統括管理責任者に報告するものとする。
- 5 第1項から第4項までに規定するもののほか、公的研究費等の不正使用に係る調査等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。